

鈴鹿市地域公共交通会議規約及び規程の見直しについて

1 理由

- (1) 「鈴鹿市地域公共交通会議規程」は委員の権利義務に関わる重要な事項を含むため、内規的な「規程」よりも、基本的な仕組みを定める「規約」として位置付けることが適切であり、名称を「鈴鹿市地域公共交通会議規約」に変更する。
- (2) 鈴鹿市長が定めた旧「規約」を廃止する。(市長決裁)
なお、旧「規約」に定められていた事項は、改称後の「規約」に統合されている。
- (3) 鈴鹿市地域公共交通会議で改称後の「規約」の語句等の修正を行う。

2 施行日

議決の日から施行

3 新旧対照表

別紙のとおり